

岩手県告示第131号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成30年岩手県告示第594号）で公示した公共測量を終了した旨盛岡市長から次のとおり通知があった。

令和元年7月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 盛岡市内全域
- 2 実施した期間 平成30年8月15日から平成31年3月31日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（写真地図作成）